

建設発生木材の取扱い 新旧対照表（令和6年3月6日改定）

改 定 前	改 定 後
<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">建設発生木材の取扱いについて</p> <p>1. 建設発生木材の取扱い規定 「島根県建設副産物処理要領」の7. 建設副産物の利用（再資源化）の促進（3）建設発生木材の工事現場からの搬出 により取り扱うこと。</p> <p>2. 建設発生木材の再資源化施設での処理単価について ①「建設副産物受入単価」を適用すること。 ②なお、設計単価の設定条件と著しく異なる建設発生木材については、別途見積等によること。</p> <p>3. 建設発生木材の設計積算について (新設)</p> <p>①準備作業に伴う伐開（追加）、除根、除草による現場内の集積・積込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用は、準備費として共通仮設費の率に 含まれている。 ②伐開、除根、除草で生じる産業廃棄物については、工事現場から受入施設までの輸送費及び処分費を準備費の中で積み上げ計上すること。 (追加)</p> <p>③当初設計時においては、搬出する普通ダンプトラックの規格を現場条件により設定し、また処分数量については過去の実績等を踏まえ概算数量とし積算すること。</p> <p>④ダンプトラックの運搬費は台数、処理費は重量(t)又は体積(m3)により積算すること。  (新設) (新設)</p>	<p style="text-align: right;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">建設発生木材の取扱い(削る)</p> <p>1. 建設発生木材の取扱い規定 「島根県建設副産物処理要領」の7. 建設副産物の利用（再資源化）の促進（3）建設発生木材の工事現場からの搬出 により取り扱うこと。</p> <p>2. 建設発生木材の再資源化施設での処理単価について (削る)「建設副産物受入単価」を適用すること。 (削る) なお、単価の設定条件と著しく異なることが判明した場合は、理由を整理の上で見積等を徴収し、適切な処分費を計上すること。</p> <p>3. 建設発生木材の設計積算について</p> <p>① 伐採（胸高直径5cm以上の樹木をチェーンソー等で切り倒す作業）と、それに伴う現場内の集積・運搬トラックへの積込作業については、その費用を準備費に積上げ計上する。 ② 伐開（胸高直径5cm未満の雑木等の除去）、除根、除草と、それに伴う現場内の集積・運搬トラックへの積込作業については共通仮設費率に含まれるため、積上げ計上しない。 ③ 上記①②いずれの場合も、再資源化施設等までの運搬費並びに処分費は、準備費に積上げ計上すること。 (県積算基準 第1編第2章②2共通仮設費2-3準備費 によること)</p> <p>(削る：下記⑥、⑦に記載)</p> <p>④運搬費はダンプトラックによる台数、処分費は重量(t)又は体積(m3)により積算すること。 &lt;当初設計時&gt;</p> <p>⑤ 建設発生木材は、有価物として利用又は売却することを優先し、廃棄物処分の減量化に努めること。 ⑥ 当初設計時は、以下のいずれかにより処分量の概算数量を決定する。 ・取得補償に係り、毎木調査を行った場合はその量 ・過去の実績からの推定量 ・伐採見積を徴収する場合は、併せて業者に概算処分量の報告を依頼し、その量 ・「取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法」(通知)により、概算歩掛を用いる</p>

⑤ダンプトラックの積算における時速は30 km/h とし、(追加) 往復時間を四捨五入により時間単位 (追加) で積算すること。ただし、往復時間が0時間となる場合は1時間として計上すること。

⑥運搬費については、受注者により着工前の施工計画書に (追加) 搬出処理計画 (使用するダンプトラック規格 [荷台形状]、予定台数、搬入施設等) を記載させ、計画が妥当なものである場合は (追加) 設計変更の対象とすること。(追加)

(新設)

(新設)

(新設)

場合は、「伐採作業等に係る伐採歩掛 (案) の7.歩掛採用数値」に記載の体積

⑦運搬は普通ダンプトラックで行うこととする (当初は特殊ダンプで設計しない)。のトラックの規格を現場条件により設定し、1台あたりの運搬体積を仮定して積算に反映する。2t : 1.8 m<sup>3</sup>、4t : 2.6 m<sup>3</sup>、10t : 5.8 m<sup>3</sup>として積算してもよい。((参考資料) 参照)

⑧ダンプトラックの積算における時速は30 km/h とし、再資源化施設等までの往復距離 (km) を30kmで除して、運搬にかかる往復時間を四捨五入により時間単位 (少数第2位を四捨五入し、少数第1位止め) で積算すること。

<契約後>

⑨監督員は、受注者が施工計画書に記載した建設発生木材の搬出処理計画 (使用するダンプトラック規格、荷台寸法、搬入施設等) を確認すること。搬出処理計画が妥当なものと認められる場合は、工事打合簿で変更計画の協議を受けた上で、設計変更の対象とする (例として、運搬車両について、特殊ダンプトラックの利用、複数の規格の併用、現場条件による規格の変更等)。なお積算上、搬入施設については、正当な理由がなければ変更しない。

⑩建設発生木材の運搬に先立ち、ダンプトラック1台あたりの運搬量を確認するため、受注者は、運搬車両の規格、荷台寸法毎に、1台当たりの荷台容量 (体積) が確認できる写真 (空の荷台に縦横高さのスケールをあてたもの) を撮影し、ダンプトラック1台あたりの運搬体積を定めて、工事打合簿で報告すること。なお、施工計画書に写真の添付と運搬体積の記載があり確認できる場合は、打合簿の提出は省略可能とする。

<精算時>

⑪運搬費 (運搬台数) の精算にあたり、発注者は、受注者に「(様式) 建設発生木材運搬集計表」の提出を求めること (建設廃棄物の処理に関する特記仕様書の3.で提出することとなっている「集計表」の様式はこれを指す)。この際、併せてマニフェスト原本の提示を求め、提示されたマニフェスト (D票もしくはE票) と、集計表の整合性を確認すること。

⑫運搬費の精算変更は以下による

【マニフェストの実績量が空m<sup>3</sup>の場合】

マニフェストを集計した処分実績量 (空m<sup>3</sup>) を、使用するダンプトラック1台あたりの運搬体積 (⑩で確認したもの) で除して台数を算出する。

【マニフェストの実績量がt単位 (重量) の場合】

トラックの規格ごとに、満載の状態でトラックスケールに乗った写真及びその重量がわかる写真を添付し、使用するダンプトラック1台あたりの運搬体積 (⑩で確認したもの) に対応する重量 (t) を決定する。その上でマニフェストの総処分実績量 (t) を、1台あたりの対応重量で除して台数を算出する。

なお、いずれの場合も算出台数より実績運搬台数の方が少ない場合は、実績運搬台数で設計変更を行うこと。

また、上記の算出方法に依りがたい場合は、発注者と協議の上精算台数を決定すること。

⑦処理費については、マニフェストに記載される搬入実績量により精算すること。

⑧ダンプトラック搬出は、運搬車両の規格、荷台寸法毎に1台当たりの搬出量が確認できる荷姿の写真を各1枚撮影し、それに台数を乗ずるなどの手法で全体搬出量を把握すると共に、搬出状況写真と併せて管理資料へ添付すること。ただし、トラックスケールによる搬出量管理ができない場合は、積載量が満載に限りダンプトラック10台に1台の割合で荷姿の写真管理を行うものとする。また、積載量が荷台への満載となっていない場合は、積載高の計測及び写真管理を全て行い、搬出量を確認できるものとする。なお、荷台に目盛り表示し、荷姿の写真管理を全て行うことにより積載高の計測は省略できるものとする。測定または荷姿写真の結果から1台当たりの積載量を算出し、これにより全体搬出実績の集計表を作成し、搬出量検収として荷姿写真と共に管理資料へ添付すること。

⑨荷姿管理による搬出検収量は、マニフェストによる搬入実績量の整合性を確認すること。

#### 4. 適用年月日

令和2年10月1日以降に起案する工事

⑬ 処理費については、マニフェストに記載される処分実績量により精算すること。  
(削る：上記⑩⑫に記載)

(削る：上記⑪に記載)

#### 4. 適用年月日

令和6年4月1日以降に起案する工事および変更指示する工事